

日韓国交未成立期（1945～65年）の 韓国における日本論 ：『朝鮮日報』社説を中心に※

城 崎 鉄 平

1. はじめに
2. 『朝鮮日報』社説における日本論の統計的概要
3. 『朝鮮日報』社説における日本論に関する主題別内容紹介
4. おわりに

1. はじめに

本稿の目的は、1945～65年の日韓国交未成立期の大韓民国（以下、韓国）における日本観と、それに基づいた日本論についてまとめる事にある。この時期の日本と韓国は貿易等の例外はあるものの、両国間の往来や交流が制約されていた特殊な時期であり、また韓国の建国過程でもあった。更に韓国社会における現役世代の大部分は日本統治時代に生まれ、日本式の教育を受け、日本統治時代を実体験してきた人々であった。こうした人々の日本観・日本論を整理する事は、そうした体験を持たない、その後の世代のそれと比較検討する際の基礎作業となる。

そこで本稿では、韓国人の日本観とそれに基づいた日本論について考察する為に、当時の『朝鮮日報』の日本関連社説 281 本¹を分析する。なぜなら数多の媒体を一度に扱うのは紙幅の点からも、筆者の能力の点からも不可能であるし、また当時の多数の人々の日本

※ 本稿は筆者の修士論文（ソウル大学政治学科、政治学修士）である、시로자키 테페이「國交未成立期（1945～65년）韓國에서의 日本論－특히 對日政策論에 대해서『朝鮮日報』社説・『思想界』를 중심으로」(邦題:城崎鉄平「國交未成立期(1945～65年)韓国における日本論－特に對日政策論について、『朝鮮日報』社説・『思想界』を中心に」)2009年の一部を基に、執筆要領に合わせ大幅に翻訳・修正して作成したものである。なお当時の時代背景や『朝鮮日報』社説の論調、イデオロギー的な立場を正確に把握・紹介する為に、意味が理解しうるものであれば、当時（場合によっては今日）の韓国で用いられている表現、特に固有名詞をそのまま使用した。

1 『朝鮮日報』アーカイブ (<http://archive.chosun.com>；最終確認日 2014年8月31日)での検索結果。

観・日本論を探る上で、『朝鮮日報』は韓国の全国紙として今日に至るまで継続して発行されており、『東亜日報』と並び揺るぎない影響力と発行部数を誇る点で、有効な素材であると考えられるからである。

そこでまず、日韓国交未成立期(1945～65年)の『朝鮮日報』における日本論に関する先行研究なのだが、西岡力が1946～85年の『朝鮮日報』の日本関連社説約750本の論調からその対日観を分析して整理したものくらいしか見当たらなかった²。そこでは日本は「友邦であるべき」存在として一貫しつつ、反日から克日へ、そして知日へと論調や日本論が推移して来たと手短かにまとめられている。それ以外となると、日本朝鮮研究所やコリア評論社刊行の雑誌³や『自由』誌(自由社)⁴が、『朝鮮日報』を含む韓国の新聞・雑誌等における対日論調をその時々 이슈や関心に応じて抄訳・翻訳して引用紹介したり、手短かに解説を加えたりした程度にとどまっている。

これらをふまえて本稿では国交未成立期の『朝鮮日報』における日本論の全体像を明らかにする為に、1970年代を中心に日韓の新聞を研究した『日本と韓国の文化摩擦』⁵、および90年代後半から約10年間の日韓の新聞を研究した『미디어에 나타난 이웃(邦題:メディアに表われた隣人)』⁶における内容・主題の分類法を活用する。

具体的にはまず281本の社説を、(A)日本政治、(B)日本の防衛問題、(C)日本の対外関係、(D)日本の社会文化、(E)日本のマスコミ・世論、(F)日本の対韓態度・認識・政策、(G)日韓国交・会談、(H)李ライン⁷・漁業問題、(I)歴史問題、(J)「極

2 西岡力「『朝鮮日報』社説に見る日本観-反日から克日へそして知日へ」『知識』(51号)彩文社、1986年3月、212～219頁。

3 「私は日帝からこのように迫害された-朝鮮日報1963年2月18日～3月8日連載在日朝鮮人の手記より」『朝鮮研究月報』(17号)日本朝鮮研究所、1963年5月、38～41頁；「私は日帝からこのように迫害された(続)-朝鮮日報1963年2月18日～3月8日連載在日朝鮮人の手記より」『朝鮮研究月報』(24号)1963年12月、29～32頁；「統一問題に関する与論調査(朝鮮日報11月4日付)」『コリア評論』(7巻1号)コリア評論社、1964年12月、38～41頁；「日本人の韓国観(朝鮮日報12月28日より)」『コリア評論』(8巻3号)1966年2月、13頁、32～34頁、等。

4 本誌編集部「韓国の対日論調」『自由』(6巻5号)自由社、1964年5月、102～112頁；隣接諸国研究所編「戦後韓国の対日論調史-1-」『自由』(7巻4号)1965年4月、112～134頁；同上編「戦後韓国の対日論調史-2-」『自由』(7巻5号)1965年5月、87～109頁；同上編「戦後韓国の対日論調史-3-」『自由』(7巻6号)1965年6月、73～97頁。

5 辻村明・金圭煥・生田正輝編『日本と韓国の文化摩擦』出光書店、1982年。特に第二章および第六章。

6 김영옥・김성해・이토요이치・장귀량(편)『미디어에 나타난 이웃』한국언론재단、2006年。特に付録1-1および付録2。

7 李承晩線(ライン)、韓国名で平和線、以下、李ライン。

東安保」、(K) 経済協力、(L) 財産請求権問題、(M) 通商・貿易、(N) 在日僑胞⁸、(O) 「日本色」⁹、(P) 文化財返還問題、(Q) その他、という具合で社説を主題別に分類する。大まかに言えば (A) から (F) は日本そのものを、(G) から (P) は日韓関係に関して論じている社説だと言えよう。なお一つの社説が複数の主題を扱っている場合には、各主題が占める文字数の割合に従って小数点第二位を四捨五入し、小数点第一位までで表し件数を処理するものとする。

その上で、各社説で使用されている表現・キーワード・内容によって、日本に対して肯定的・好意的か、否定的・非好意的か、中立・曖昧かを、評価・判断する¹⁰。こうした分類整理をした上で、主題毎にどのような日本論が展開されているかをまとめたい。

2. 『朝鮮日報』社説における日本論の統計的概要

本稿末にも概要を表としてまとめたが、1940年代後半から52年にかけては、国家建設や朝鮮戦争の混乱、更に日韓会談の進行が低調なものであった為か、『朝鮮日報』の日本関連社説は、掲載件数自体が少ない（合計23本、年平均2.8～2.9本）。だが日韓会談の進展や、北送¹¹問題等の日韓間の懸案が生じた1955年から59年にかけては、その件数が増加した（合計111本、年平均22.2本）。その後、1960年代に入ると、その件数はやや減少したものの（合計93本、年平均18.6本）、日韓条約調印という状況に至った65年に再び増加する（29本）といった推移を示している。言うまでもない事だが、これは日韓会談の展開とも軌を一にしている。また日本に対する評価については、肯定的・好意的な評価が対象時期を通じて終始一貫して低い（8本、全体比で2.8%）。これに対して1940年代から50年代前半は、中立・曖昧な論調と否定的・非好意的な論調が件数的にはほぼ拮抗するが、50年代後半以降は後者の論調が圧倒した（1945～65年全体で中立・曖昧な論調108本なのに対して、否定的・非好意的な論調が164本だった）。

次に、主題と内容評価を基準に多寡を整理してみると、(G) が51.8本（全体に占める割合は18.4%）、(F) が49.1本（同上17.4%）、そして(N) が37.8本（同上13.4%）であり、この三つの主題で全体の過半数を占め、それらは概ね日本に対して否定的・非好意的な論調だった。

内容評価においては、(A)、(B)、(G)、(M) 等の主題では、中立・曖昧な論調（合計62.3本、全体比で22.2%）であった。その一方、(C)、(F)、(H)、(N) 等の主題においては、圧倒的に否定的・非好意的な論調（合計107.2本、全体比で38.1%）であった。

8 在日コリアンの事で、以下、(在日) 僑胞。

9 日本文化の蔑称であり、倭色とも表現した。以下、「日本色」。

10 脚注5、6を参照。

11 日本政府による在日僑胞の北朝鮮への追放政策だとしてこう表現した。以下、北送。

3. 『朝鮮日報』社説における日本論に関する主題別内容紹介

本節では、前節で述べた統計的概要から更に踏み込み、主題ごとにそこで展開されている日本論の内容を整理して紹介していく。

(A) 日本政治(政局・政党も含む)

この主題の社説は25.4本で全体の9%を占め、日本の政治動向、特に選挙・政局に関心を注いでいた。イデオロギー的な視点に基づいて、親米主義・自由民主主義を掲げる右派か、反米主義・中立主義および容共主義・共産主義を掲げる左派かの、いずれの勢力が日本の政権を掌握するののかについての論調が目立ち(『朝鮮日報』社説1952年10月5日等;以下、『朝鮮日報』社説については西暦年号の下二桁と日付のみを記載する)、前者に対しては支持を行い、後者にたいしては徹底的に敵視・警戒した。また日本の政治勢力をその対韓政策に従って、①大韓民国(南韓)に朝鮮半島における唯一的な正統性・合法性・法統性¹²を認めて国交を持つとする「親韓」派の右派勢力、②逆に北朝鮮にイデオロギー的な親近感を有して南韓の唯一正統性を認めようとしなない左派勢力、③南韓との関係を優先視しつつも北朝鮮との関係も持って「二つの韓国」¹³政策を企てようとする(一部の右派および中立主義的な勢力による)機会主義的勢力の三つに分類した(55.1.10; 55.3.2; 62.7.18等)。従って親韓派の右派勢力の政治家やその政権には極めて肯定的・好意的な論調だった(52.10.5; 54.12.10; 57.2.27等)。また日本の国政選挙において右派勢力の勝利は、韓国にとっても喜びだとした(52.10.5等)。

一方、否定的・非好意的な論調の中での批判対象は、左派勢力と機会主義的勢力と認識される存在だ(55.3.2; 59.3.23等)。具体的には社会党左派、共産党、および朝鮮総聯とその活動を認める日本社会やその政治風土そのもの、また自由党・民主党や自由民主党の中でも、機会主義的な勢力・人士として鳩山一郎、河野一郎、藤山愛一郎、石橋湛山、池田隼人らがその代表だった(54.12.10; 54.12.28; 62.7.18等)。また選挙において左派勢力が議席を伸ばす事についても否定的・非好意的に捉えた。特に国会において左派勢力が改憲の阻止に必要な3分の1の議席を超えるか否かに着目し、その可否が日本の自由民主主義的な体制そのものの試金石だとする論調を展開した(56.7.13; 58.5.25等)。加えて社会党が左右両派の合同により、勢力を倍増させた件についても警戒視した(55.10.20等)。更に日本国内の反米主義的な主張・政策についても否定的・非好意的に捉えた。なぜならそれは、米国による寛大な占領統治、講和、多大な援助、自由主義陣営

12 朝鮮半島の南北分断体制下、大韓民国・南韓が半島における唯一の正統国家・政権であるという事を意味するもので、以下、南韓の唯一正統性。

13 朝鮮半島の南北に異なった体制の政権が存在している現実をふまえ、両者を国家・政権として第三国が承認する政策や視点の事で、以下、「二つの韓国」。

に連なるがゆえの経済的繁栄の達成等、これらに対する忘恩行為であるからだ（54.6.7等）。また同様に中立主義的な政策も、日本自身の不利益は勿論、自由主義陣営全体の不利益であると見た（60.6.22等）。そして右派勢力内の内紛（理念・政策で大差の無い自由党と民主党間の対立等）による左派勢力の伸張やキャスティングボードの掌握にも否定的・非好意的であった（54.12.10；54.12.28等）。従って1955年の保守合同については、その危機が去ったとして肯定的・好意的に評価した（54.6.7；55.11.17等）。

（B）日本の防衛問題（日米安保・再軍備も含む）

この主題の社説は63本で、全体の2.2%を占め、日本の再軍備の現状や日米安保条約とその改正に対して注視した。そして日本国内でこれを積極的に推進して、実現しようとする動きに肯定的・好意的な論調であった。具体的には、第一に、日本が再軍備あるいは自衛力の増強、また日米安保（同盟）体制の強化を目指すという点だ（54.2.4；54.5.11等）。第二に、西側自由主義陣営に日本が所属し、世界的な反共闘争に積極的に参加して、共産勢力¹⁴の侵略の危機にさらされている諸国に（場合によっては派兵を含めた）軍事的な支援を行うべきだとした点だ（58.10.17等）。第三に、日本がその為に米軍に基地を安定的に提供し、その負担を惜しんではならないという点だ（55.9.7；60.5.21等）。

反対に、それらに消極的であったり、躊躇したりする日本国内の動向には否定的・非好意的な論調であった。具体的には、第一に、経済的な負担や政局に不利な事態を避けようと、再軍備に消極的であったり、日米安保（同盟）体制の強化に積極的でなかったりした点だ（58.10.17；60.5.21等）。第二に、日本が一国平和主義的な思考によって、共産勢力による危機にさらされている自由アジア諸国¹⁵に無関心であったり、それらへの支援について非協力的・消極的であったりする点だ（52.7.18等）。第三に、米軍への基地提供による住民の負担を過大評価し、基地提供に消極的な点だ（60.5.21等）。

またこの主題の社説の中には、過去のアジア侵略ゆえに、日本の再軍備と軍事力増強に危機感・警戒感を持たざるを得ない事も指摘するものもあった（54.2.4等）。だが共産勢力の現実的な脅威をふまえれば、自由アジア諸国との軍事力の均衡を図りつつ、事前了解の下で日本が軍事力を増強し、有事の際にはシベリア地域への侵攻を約束すれば、むしろ頼りになるとまで言及する社説も見られた（55.9.7等）。

14 ソ連、「中共」、北朝鮮等からなる共産主義諸国と、それに同調する各国内勢力の事で、以下、共産勢力。なお当時「中国」とは台湾の国民政府を意味し、大陸の共産党政権を「中共」として明確に区別し表現していた。以下、「中国」「中共」。

15 親米反共主義を採る、韓国、「中国」、南ベトナム、フィリピンなどのアジア諸国の事で、以下、自由アジア（諸国）。

(C) 日本の対外関係

この主題の社説は23.3本で、全体の8.3%を占めつつ、過半数以上の社説が日本の対外関係・対外政策について否定的・非好意的であった。

具体的には、第一に、米国の恩情的措置や極東戦略によって、日本が再び自由アジア諸国を経済的・軍事的に支配したり、優位に立ったりするのを警戒するものだ（49.9.23；50.4.19等）。第二に、日本が共産勢力との国交・関係改善を企てる機会主義的・中立主義的な政策は、東西両陣営および南北朝鮮からより大きな利益を引き出す外交戦術上の考慮であろうが、南韓の唯一正統性を毀損するもので、日本は信頼、繁栄、安全も失うだろうと警告・批判するものだ（55.1.31；55.4.6；55.6.3；55.6.19；56.3.2等）。第三に、日本は強者（大国）にこびへつらい、弱者（自由アジア諸国、小国）に対しては高圧的な姿勢で臨み、正義や道義を土台とせずに、力関係や利害関係のみに固執して、対外政策・態度を決定していると見なすものだ（59.6.18；61.8.1；61.9.6等）。

このような論調を展開すると共に、過去の侵略・支配の歴史を真摯に反省する事が、日本の主権回復・対外政策の前提条件となるべきであり、「被害者」である諸国・諸民族（とりわけ最大の「被害者」である韓国）との和解が必要である。しかし日韓会談での有利な進行や韓国への牽制の為、あるいは中立主義的な外交を展開する為、貿易等の経済的な利益や国連加入等の政治的利益の為等、様々な思惑の下で、日本は敵である共産勢力との関係改善や国交、通商等の交流を志向しており、事実上の「二つの韓国」を認めて、南韓の唯一正統性を大きく毀損していると批判した（55.4.6；55.5.30；55.7.8；55.10.20；59.2.23等）。更に日本が自由民主主義国家として、すなわち反共共同体の一員となる前提の下で、寛大な講和条件と主権回復を与えられたにもかかわらず、共産勢力との国交や交流、容共主義的・中立主義的な対外政策を選択して、より多くの外交上・通商上の利益を得ようとするのは、野合に等しい許し難い忘恩行為だと非難してもいる。その上で結果的に、自由アジア諸国の安全を脅かす行為であり、日本自身の繁栄をも失うだろうと警告していた（54.9.20；55.6.3；55.6.19等）。

(D) 日本の社会文化（科学技術、教育、芸術も含む）

この主題の社説は0.5本で、全体の0.2%を占め、全て否定的・非好意的な論調であった。そこでは、日本の大学院制度改革により博士号取得要件が緩和され、博士号の質の低下が生じて韓国人留学生が医学博士号等を簡単に取得したり、金銭の授受や代筆によって不正に取得したりする事例もあり、韓国に悪影響を及ぼしていると批判していた（61.1.30等）。

(E) 日本のマスコミ・世論

この主題の社説は1本で、全体の0.4%を占め、全て否定的・非好意的な論調であった。

ここでは、朝日新聞はソウル支局があるにもかかわらず、北京支局の未確認情報を基に智異山地域には未だに共産ゲリラが活動している等が挙げられており、日本のマスコミには韓国人の感情を刺激したり、韓国の体面・威信を傷付けたり、配慮に欠けたりする報道（機関）が多いと批判していた（65.1.20；65.3.20等）。

（F）日本の対韓態度・認識・政策

この主題の社説は49.1本で、全体の17.4%を占め、ここでは新生日本の対韓態度・認識・政策とは、無条件降伏と主権の回復に伴って受け入れた一連の宣言・条約と、それが規定する歴史認識および対韓責務に沿って、形成されるべきものだと認識を出発点としていた（48.5.6；53.10.24；53.10.27等）。従ってこの原則や前提を外れたとみなした場合、否定的・非好意的な論調となった。具体的には、第一に、日本が過去の侵略、収奪、支配への反省と贖罪意識に基づく謝罪を実践すべきだとした（53.10.27；53.11.16；61.11.13等）。それゆえに、旧在韓日本人らによる個人資産の返還（逆請求権）要求は講和条約の不当解釈であり、韓国居住許可の要求は論外であると批判した（54.7.21；57.6.16等）。その上で、そもそも日本人が朝鮮半島に居住して資産を形成・保有していた事自体が不当かつ不法な侵略と支配の結果であり、その返還要求とは「加害者」としての不当性・不法性の否認であるとした（57.8.26；58.8.1等）。また久保田発言の様な侵略・略奪の否定、支配の正当化、植民地近代化論的な施恵認識等の認識や言動は、日本が受け入れたはずの講和条件や歴史認識に著しく反するものであり、世界平和への挑戦であり、日本はただひたすら韓国を始めとする連合国に許しを請う事のみが認められているとした（53.10.27；54.7.21等）。

第二に、日本は自由主義陣営の一員として、南韓の唯一正統性を認めつつ、最大の侵略「被害者」である韓国に許しを請う形で国交を結び、「加害者」による「被害者」への補償を軸とする特殊関係を作るべき責務があるとした（56.10.7；62.3.13；63.7.25等）。しかし日本は、これを道義上の問題とか、解釈が異なるとか言い訳をして軽視し、「二つの韓国」観に立って北朝鮮との二重外交や交流を模索し、経済的な利益を得るのみでなく、南韓を相対化してその主権を著しく侵害している。また外交戦術上のカードとして悪用して、韓国から近視眼的な譲歩や利益を引き出そうとしている。これらは日本が大局的な見地を忘却し欠いている上に、日本に課せられた対韓責務に反していると批判した（54.10.10；57.9.11等）。更に在日僑胞らへの迫害に近い処遇、北送強行、莫大な額の対韓貿易黒字による隣国窮乏化策等は、自由民主主義の原則・精神に反しているとした（53.10.27；62.4.19等）。とりわけ朝鮮戦争によって、韓国の犠牲により経済的繁栄を獲得して、安全を保障されたにもかかわらず、極東防共陣営としての運命共同体意識に欠けており、一連の対韓政策は敵対行為に等しく、許しがたい。いずれ自由民主主義の恩恵から、日本自身をも遠ざける自滅の道だとした（53.10.27；59.12.29等）。

第三に、「加害者（侵略者）」日本と「被害者」韓国との間で作られるべき互惠平等関係とは、過去の侵略・収奪・支配の歴史的事情と現在の経済的格差といった状況を「加害者」が十二分に配慮をして、「被害者」の利益を保証すべきものであり、「被害者」韓国の利益を創出し確保できる様に配慮する事を出発点にすべきだとした（63.7.18；63.7.25；64.9.17等）。ところが日本は、貿易・通商にせよ、経済協力にせよ、自らの利益を画策して、この特殊な補償の関係作りを基本とすべき原則を全く受け入れていなかったり、等閑視したりしていた（57.9.11；63.7.18；64.9.17等）とした上で、特に財界人を交渉団代表として採用し、政治的会談を経済的会談へとすり替えて経済協力を請求権問題と一括化して解決させつつ、日本が東南アジアにおいて利益を得た様に、韓国でも利益獲得を画策していると非難する（61.6.19；61.8.1；61.11.3等）。また選挙等の内政・政局上のほか、より有利な譲歩・条件を得ようとする外交戦術によって、あるいは韓国の足許を見透かして、日韓会談において時間稼ぎや遅延戦術を駆使しているとした（57.6.20；61.9.6等）。この様に日本が機会主義的で近視眼的なのは、常に強者にこびへつらい、弱者に対しては高圧的姿勢で臨む性質ゆえであり、正義や道義を土台とせず力関係や利害関係のみに固執して、対外政策・態度を決定しているからだとして批判を強めた（61.8.1；61.9.6等）。その上でこのような態度は島国根性であり、一流国民の資格を欠き、真摯さと武士道に沿った、また弱者（小国）や「被害者」である韓国に対して採るべき、正義と真理に則った和解の模索へと転換すべきだとした（63.7.25；64.9.17等）。

第四に、日本の補償や責任者処罰は不十分だとし、ドイツがユダヤ人に対して行っている個人補償を参考・手本として、日本は韓国人犠牲者へ補償を行い、同様にナチス関係者に対する処罰に準じた個々の「加害者」や関係者の処罰を自発的に行なうべきだとした（64.3.21等）。

他方、僅かながらも肯定的・好意的、中立的・曖昧な論調も存在した。例えば韓国側の求める過去の反省と贖罪意識に基づく謝罪を実践する日本人および日本国内の勢力、具体的には賀川豊彦らキリスト教徒等に対しては肯定的・好意的な論調だった（55.12.24等）。またイデオロギー的背景には警戒をしつつも、韓国側の主張を取り入れて久保田発言を撤回したり、大村収容所の収容者の釈放をしたり、日韓会談に対して積極的に取り組んだりする動きについては中立的・曖昧な論調であった（55.3.2等）。

（G）日韓国交・会談

この主題の社説は51.8本で、全体の18.4%を占め、そこでの日韓国交とは、（F）でも言及したが、過去の罪過に対する真摯な反省と謝罪に立脚して、その贖罪意識を出発点として、「加害者」日本が「被害者」韓国への半永続的で補償的な特殊関係を形成する事を意味していた。従って講和条件としての民主化の実現・達成とそれらを同一視しつつ、日本がそこから外れているとみなした場合には、その特殊関係の形成が不完全なままだか

ら、主権回復の資格も無い（50.2.21等）という論理である。こうした論理は具体的に、第一に、新帝国主義的な経済進出によって、日本が再び「被害者（諸国）」の利益や主権を脅かし、支配しようとしている事に根拠を置く（61.5.7；65.4.16等）。とりわけ日本は韓国の海洋主権や経済的自立を脅かそうとしており、日本が自己中心的な利益追求を棄てて、世界平和の為の反共共同体の一員となるべきであるとした（50.2.21；60.4.18；64.9.20等）。第二に、日本が原則と誠意に欠けた外交戦術や権謀術数によって、両国間の利害関係の調整に止まっている事を根拠とする（53.1.29；55.6.30等）。特に日本が法理論や数字を持ち出して、熱意と誠意に欠ける交渉をするのは、その時々々の利害、打算、外交戦術によって日韓関係を考えており、真摯な贖罪意識に欠け、反省が足りない証拠だとした（65.2.17等）。第三に、政経分離等の口実による北朝鮮との接触や交流によって、日本は南韓の唯一正統性を傷つけている事を根拠にする。これは利敵行為や主権侵害行為であり、「極東安保」の点でも、講和条約上の責務遂行の点でも、認められないとした（55.6.30；59.5.13等）。特に朝鮮戦争以来、極東の防共戦線を支える為に多くの犠牲を払って来た韓国に何らの感謝もない上に、その恩恵によって経済的な繁栄と安全保障を確保している日本が北朝鮮と交流するのは忘恩行為であり、善隣友好関係を作るに相応しくないとした（62.3.12等）。第四に、このまま国交が成立しても日本が共産勢力との国交や通商を維持し続け、また米国を中心とする反共同盟に参加してもこれの強化に努めないのは明らかであり、反共主義的な運命共同体となりえない事を根拠にする。なぜなら純粋な反共主義国家たる韓国が、不純な日本と国交を結ぶのは相応しくないからだ（58.1.10等）。

その一方で僅かながらも肯定的・好意的な論調も存在した（2本）。それは日本が一度合意に達した事項については、それが公式か非公式かを問わず、また政権・担当者の交代が（対立派閥間で）行われたとしても、連続性を有した交渉が可能であるという点に対してだ（63.8.11等）。また外交経験が豊富で、国際的な雰囲気と情勢を熟知し、外交折衝に精通した外交官らを日本が代表団に加えて交渉に取り組んでいる事（58.2.28等）等も肯定的・好意的に取り上げた。

また中立的・曖昧な論調（30.5本）については、例えば米国とは異なり、韓国は日本に直接勝利して講和に至っているわけではないし、日韓の国力格差は大きく、更に韓国国内が常に対日要求の問題をめぐる対立、分裂状態にある事から、対日要求の貫徹には限界があると冷静に判断する社説等が典型である。加えて対日要求事項は、西欧式の合理主義的観念からすると現実的・物質的に意味のあるものでないので、日本から理解されまいだろうと自覚する。だが国家・民族としての体面や威信、名誉の回復を図る上ではとても重要なものであり、従って日本の態度は正や歴史認識の一致等の精神的な基盤なくしては、日韓国交は成立しないとの社説等もそれである（64.12.4；65.2.17；65.2.20；65.6.24等）。

(H) 李ライン（竹島、大陸棚も含む）・漁業問題

この主題の社説は20.2本で、全体の7.2%を占め、まず竹島問題に言及した社説はわずか2件弱しかみられない（54.6.4；61.12.27；65.4.4等）。そこでは韓国の領有権が存在する事を絶対視しつつ、日本の竹島領有権主張は、現代文明社会に対する非人間的で野蛮な言動であり、分別の無い侵略性によるものだと主張したり、外交上の譲歩を得ようとする狡猾な交渉術だとみなしたりした。

次に李ライン設定とこれによる専管水域内の海洋資源独占については、以下の様にまとめられる。第一に、日本漁業による資源独占や乱獲に伴う資源枯渇が、これらの設定の原因である。これは韓国の死活的な利害であり、これの保護、漁労活動の規制や取締り等は、韓国の当然の権利だとする（53.10.8；53.11.22；63.12.24；65.12.28等）。そもそも韓国水産業の後進性は、全て日本による侵略、収奪、支配が原因であり、朝鮮戦争等での大きな負担と犠牲も踏まえて、「加害者」日本と「被害者」韓国との間で作られるべきは、日本が常に求める形式的公平ではなく、韓国の利益を尊重する共存共栄的な関係であり、実質的公平を志向すべきものだ（52.9.24；53.9.27；53.10.8等）。従って国交成立後の経済協力・漁業支援や漁業協定等でも、日本は韓国漁業の近代化に努め、韓国の利益に常に配慮をすべきだと主張した（63.12.24；65.4.9；65.12.28等）。

第二に、海洋資源の保護は世界的潮流であり、国際海洋法の領海概念の変化に伴って、韓国もこれを設け、その水域内の資源の優先権や管理権を主張するのは正当な権利とした（52.9.24；59.11.12；63.2.9等）。特に米国、カナダ、中南米、更には国交の無い「中共」等にまで日本がこれを認めているのを指摘しつつ、韓国に対してのみ旧国際海洋法の秩序（公海自由の原則）を掲げてこれを認めないのは、旧態依然とした対韓蔑視・敵視と優越意識に基づいて韓国の正当な権利・利益を奪おうと画策し、また外交上のカードにしようとする不誠実さによるものだと主張した（53.9.27；57.4.12；59.11.12；63.2.9等）。

第三に、これらは共産勢力の浸透や日本の侵入で生じ得る紛争等を未然に防ぐ為の平和的なものとした（53.10.8；57.4.12等）。それゆえ、もし日本が真に生まれ変わったのであれば、朝鮮戦争以来、多大な犠牲を払って対共戦線を支え続けている韓国の利益と専管水域の指定を尊重するはずで、そうしないのは真に民主主義を実践する意思に欠け、更には対韓侵略的な根性が残っているからだだと主張した（57.4.12；63.12.24等）。

第四に、これは主権線・領海線でもあり、日本による交渉要求は内政干渉だとした（53.11.22；57.6.16等）。従って日本漁船・漁民らの越境行為は、侵略行為に等しいものであり（57.4.12；59.11.12；63.8.30等）、これを侵犯した漁夫らへの処罰は韓国国内法上の問題であり、韓国の主権に関わる問題である以上、日本との協議の必要はない。しかし人道上、また両国の平和と友好の為に、両国の密入国者の相互送還を促進する必要性は否定しないと主張した（58.2.1等）。

（I）歴史問題（日帝支配、親日派も含む）

この主題の社説は11.8本で、全体の4.2%を占め、その内容は、日本の侵略・支配を批判しつつ（57.6.5；65.3.5等）、概ね前述の（F）と同様に、日本側の侵略・支配の美化や肯定視を批判したものだ（57.6.5；57.6.16；65.1.20等）。また1905～10年にかけて結ばれた一連の協定・条約に対する無効化時点の解釈については、それらが当初より不法かつ不当ゆえに無効であるとした。一方で日本は、1945年9月2日の降伏文書調印時、あるいは48年8月15日の韓国政府樹立時、更には52年4月28日の講和条約の効力発生時から等と主張したが、これらは侵略の正当化だとした（56.2.9；57.6.5等）。

（J）「極東安保」

この主題の社説は5.7本で、全体の2%を占め、その論調の多くは、否定的・非好意的なものだった。何故なら日本の中立化や共産化が極東地域における韓国の二正面作戦や孤立を招くと見なし、これを避けて反共戦線を維持して勝利を得る為には、日本の経済力回復と再軍備による一定水準の軍力なしには不可能だからだ（59.3.23；60.1.30；62.3.12；65.1.20等）。だが同時にそれは、侵略、収奪、支配を受けたアジア諸国・民族にとって、利害関係を無視したものであり、感情的に極めて不快かつ不安なものだ（49.11.13；50.4.19等）。こうした認識と前提の下で、以下の様な主張を展開した。

第一に、朝鮮戦争以来、共産勢力との対峙や「極東安保」の為、すなわち共産勢力による対日侵略を防ぐ為に、韓国が多大な犠牲を払って貢献・負担をしてきたのを前提として、日本は対外政策・日韓関係をどうすべきかを考えるべきであるにもかかわらず、これについて日本が無関心・無視、および忘恩的な態度をとっていると見なした（52.7.18；61.2.7等）。第二に、日本が自由主義陣営に属しつつも、その理念や目的に不忠実だと見なす。つまり日本が共産勢力と通商・国交関係を模索したり、交流を行ったりしている事について、大局的見地に欠け、利己主義的だと判断した（60.1.30；60.9.5等）。第三に、日本が速やかに反共戦線に加わり、自由アジア諸国の防衛の為に北東アジア防衛機構の創設が必要であるにもかかわらず（58.10.17；63.10.29等）、憲法を改正しないまま、これに無関心である事は利己主義的・一国平和主義的だと非難した（58.10.17等）。

（K）経済協力（日本資本の対韓進出・投資、借款も含む）

この主題の社説は16.6本で、全体の5.9%を占め、米国による対韓援助削減を背景として、日本からの経済協力が韓国経済の建設や発展の為に必要であるとの認識が前提となっていた（60.7.18等）。しかし日本による支配の歴史とそれに対する感情を踏まえると、無条件での受け入れには賛成できない（60.7.18等）ので、以下の様な原則を立て、条件を付けていた。第一に、経済協力と国交問題とは全く別のイシューであり、国交問題と一括して論じるべきではない（60.7.18等）。ましてや請求権問題と絡めて、日本がそ

の名分や金額について譲歩・減額・相殺を画策する事については徹底的に反対・批判した（61.11.18；64.9.29；65.8.21等）。第二に、既に日系資本による国内での非合法的な活動・進出が見られるが、国交成立前には認めるべきではなく、その順序を逆転させてはならない（60.7.18；61.1.13；62.2.20；63.7.6；64.9.22；64.9.27等）。第三に、日本が経済協力を通じて円経済圏形成とその盟主を目指しているのを決して認めてはならないといったものである（61.11.18等）。

（L）財産請求権問題（賠償金も含む）

この主題の社説は11.2本で、全体の4%を占め、ここでの韓国の請求権とは、日本による侵略、収奪、支配に対する正当な権利として位置づけられ、サンフランシスコ講和条約でも認められているものだ。それゆえ「被害」国民である韓国人の感情的な納得・容認を得られる名分の確立のみならず、日本側の贖罪意識に基づく事が重要であるとした（53.4.9；63.3.18等）。また講和条約における寛大な講和の精神に基づいて、韓国もまた日本に対して合法かつ正当な最低限の要求をしているに過ぎないものだとした（53.10.27；62.12.1等）。こうした前提を踏まえ、具体的には次の様に主張される。

第一に、過去の不当性・不法性を前提とする賠償金、ないしは賠償的性格を持つ請求権資金を韓国は日本から得られる正当な権利を持ち、日本がその名分を否定しようとしたり、減額や相殺を図ったり、支払い自体を渋ったりする事は講和条約の精神の否定であり、また課せられた対韓責務の不履行・違反である（55.7.12；61.11.27等）。従って日本がこれを経済協力等と称して、他のアジア諸国と同様に、日本が利益を得る為の手段として用いるのは許されない（61.11.20等）。

第二に、旧在韓日本（人）資産とは、日本による侵略、収奪、支配によって不当・不法に形成されたものであり、旧在韓日本人らの要求によるとはいえ、解放後の混乱や戦災による消耗や消失を含めてこれの返還・補償を要求するのは、過去の不当性・不法性を否定するものだ（53.10.13；57.6.16；57.11.16等）。またこれを韓国の請求権要求の減額・相殺、経済協力等との交換条件にしようとするのは、誠意を欠いた狡猾で不当な外交戦術・権謀術数だ（53.10.13；57.6.16；57.11.16；61.11.27等）。更に私有財産の保護を認めた1907年のハーグ協定を持ち出しても、講和条約により、またそれを否定する米国の条約解釈によって、敗戦国の日本には請求権（逆請求権）が法的に存在しない（53.10.13；57.11.16等）。

第三に、韓国の請求権は旧朝鮮資本の在日資産にまで及ぶものであり、これを日本が返還もせずに一方的に処分したり、使用したりする事は不当・不法であるのみでなく、韓国の主権や独立を認めない極めて傲慢な態度の表れだ（55.7.12；56.1.28等）。

第四に、最大の「被害者」であり、反共戦線の最前線で多大な犠牲・負担を負っている韓国の事情を配慮した上で、日本は請求権金額を決定して支払うべきだ（52.7.18；

53.10.13等)。そもそも韓国側の要求した請求権とは、寛大な精神に基づく最低限のものであり、これの減額を日本が主張する事自体許し難い。また四年程度の占領と戦闘による破壊に過ぎない他のアジア諸国に対する賠償金の金額と比しても、その金額が少なすぎるというものである（61.11.3等）。

(M) 通商・貿易

この主題の社説は13.8本で、全体の4.9%を占め、ここでの日韓間の通商・貿易とは、韓国の経済発展を第一目的とし、共存共栄の実現と友好関係の構築に資するものでなくてはならないとするのが基本的な主張だ（59.9.17等）。だが現実には1950年6月の貿易協定締結以来、韓国は貿易赤字を終始抱えてきた。この現実を踏まえ、以下の様に主張を展開した。第一に、日本は貿易不均衡の改善や貿易均衡主義を採用し、韓国の貿易赤字の改善を図るべきだ（65.3.13；65.3.30等）。第二に、韓国側に比較優位のある農産物・水産物に対して日本が関税等の貿易障壁を設けているが、これを撤廃して市場開放を行なうべきだ（65.3.30；65.10.8；65.12.18等）。第三に、韓国が比較劣位にある産業と経済を守る為に様々な自主的で防御的な規制を設けているが、それについては日本が尊重すべきだ（65.7.7；65.7.31等）。更に対馬を根拠地とする密輸の横行によって、韓国の経済と産業は大きな打撃を被っており、取締りや規制の設定という主権行為を侵害している。従って日本は厳格にそれを取り締まるべきであり、そうしないのは侵略的な敵対行為である等と主張している（65.7.31）。

(N) 在日僑胞（北送問題、法的地位・権利問題、朝鮮総聯、北朝鮮の対日工作、不法入国者問題、抑留者問題も含む）

この主題の社説は37.8本で、全体の13.4%を占めた。この主題における基本的な前提として在日僑胞とは、不法かつ不当な日本の侵略・支配によって強制的な徴用・徴兵により動員され日本での居住を余儀なくされた「被害者」という存在であり、いずれ朝鮮半島に帰国する同胞だとするものだ。この為、それまでは日本政府が国民並みに保護すべき対象だとした（46.12.25；50.2.21等）。ところが徐々に帰国を選択しない人々が出てきた結果、50年代半ばからは、1945年8月15日以前からの居住者については全員、日本人と同等の権利・処遇を認められて然るべき存在だとした（57.1.16；57.2.12等）。そして入国の経緯を問わず、在日僑胞の処遇は日韓両国の協議を経て決定されるべきものであり、それまでは一方的に日本がその対応を処置してはならないとした（59.2.13；59.4.6等）。

こうした社説の基本的な僑胞観の下で、北送を決定・遂行する日本については、過剰人口問題や生活保護等の社会的・財政的な負担を理解しつつも、「加害者」としての自覚の欠如を批判し、同時に朝鮮総聯を始めとする共産勢力の日韓離間工作や南韓の唯一正統性を反故にする動きだと指摘して批判した（59.2.2；59.2.9；59.2.11；59.4.6等）。従っ

て第一に、「二つの韓国」を前提として北朝鮮と交流・関係を持つ事自体、南韓の唯一正統性を損なう敵対行為・犯罪行為であるから、仮に在日僑胞自身が北朝鮮行きを望んだとしても認めてはならない（58.2.5；58.2.19；58.8.27等）。第二に、北送は事実上、正当な永住権を持っているはずの在日僑胞らに対する追放政策であり、彼らを「共産地獄の奴隸」に転落させる、かつての黒人奴隷貿易に匹敵する、良心と理性を欠いた犯罪行為である（59.2.2；59.2.22；59.10.20；60.5.8等）。第三に、そもそも朝鮮総聯を始めとする共産勢力の活動を認めている事自体、安全な根拠地を与えている点で、自由主義陣営に対する敵対的利敵行為であり、その利益を侵し信義を裏切る行為だ等と主張した（59.2.11；59.2.22；59.8.7等）。

また在日僑胞らが解放の喜びから、敗戦後の混乱期に逸脱行為を犯して日本の法に違反したのは事実だが、それに至った背景や経緯を汲み取って寛大で、日本国民並みの処分・処置を下すべきだとした（46.12.25；59.12.14等）。そして彼らが北送を妨害する為に、列車の運行妨害や赤十字爆破を企てたのは義挙であり誇るべきものである。そもそも北送やこれをめぐる北朝鮮との交渉を正当化する日本の法や政策自体が不当なものである以上、それに従う道理や義務はなく、彼らを処罰・強制送還の対象とするならば、それは不当であり速やかに撤回・釈放して、権利を保障し、名誉を回復すべきだと主張した（59.12.14；59.12.28等）。

(O) 「日本色」(日本語、文化、教育、宗教も含む)

この主題の社説は2.5本で、全体の0.9%を占め、全て否定的・非好意的な論調であった。具体的には、日本の文学にせよ、宗教にせよ、学術・科学にせよ、それらは欧米から翻訳したり、モノマネしたりする事によって比較優位を獲得したに過ぎないもの（65.12.22等）。確かに近代においてアジア諸国がこれを学び、その恩恵を享受したのは事実だが、その結果は政治・軍事的な側面のみならず、精神・文化的な従属、そして亡国の事態を招いた（65.12.22等）。従って今日の医学博士号問題にせよ、天理教・創価学会等の邪教の韓国進出問題にせよ、色情的で浅薄で退廃的な日本の芸術・文化商品の韓国進出問題にせよ、韓国の未来を担う青少年の健全な育成の為に断固として拒絶し、韓国がその毒素により再び滅びてしまわないように、これを排斥すべきだと主張した（61.1.30；65.12.22等）。

(P) 文化財返還問題

この主題の社説は1本で、全体の0.4%を占め、量的に見てこの主題は極めて関心が低かったようだが、全て否定的・非好意的な論調であった。基本的に（L）で展開されている論旨と同様、たとえ取引であっても、「日帝支配」という環境の下で文化財が日本に渡ったのは不当かつ不法な事であり、これを返還しないのはその不当性・不法性を認めな

いのに等しいとする論理だ。またGHQの占領下で、日本は奪取した文化財を元の所有国に返還していたのを踏まえ、韓国に対しても同様に返還すべきだと主張した（58.6.8等）。

（Q）その他

上述の（A）～（Q）の主題のいずれにも分類できなかった社説は2本で、全体の0.7%を占めていた。それらはワールドカップでの韓国選手団の日本遠征（54.3.1）、駐日代表部の人事問題（56.9.24等）であり、直接日本について論じているものではなかった。

4. おわりに

『朝鮮日報』の日本関連社説の日本論の内容をまとめてみると、以下の様にまとめられる。第一に、論調評価の判断基準は、日本がイデオロギー的に反共主義や親米主義にそった言動を韓国から見て採っているかという点だ。またこの事は、日本が真に民主化したか否かの基準にもなっており、中立主義・容共主義は勿論、反共主義・親米主義の不徹底さも容認できず、非民主的な傾向・性質と見なしていた。従って北朝鮮との体制競争上、南韓の唯一正統性を認めて、北朝鮮との敵対関係を甘受するか否かに主な関心を注ぎつつ、対外政策において共産勢力との敵対関係を選ぶか否か、そして国内政治において、朝鮮総連、共産党、社会党左派を始め、中立主義・容共主義的な政策を主張する勢力・人士に対して日本政府や国民が否定的であるか否か、時には取締りの対象としているのか否かを極めて重視していた。こうした判断基準によって対日観や日本論が形成されており、日本が常に機会主義的で、中立主義的で、利己主義的で、一国平和主義的で、時に利敵行為を犯す国なのだと、否定的・非好意的に語られるのである。

第二に、過去の歴史にかかわる問題については、韓国がいわば「正史」として語る歴史観¹⁶を前提にし、それらを共有するか否かが論調評価の判断基準となっていた。それはつ

16 ここで言うところの「正史」とは、ベネディクト・アンダーソン（白石さや・白石隆 訳）『想像の共同体：ナショナリズムの起源と流行』NTT出版、1997年、等において言及されている、国民国家の「国民」として共有される公認された歴史観を示す。従って大槻健・君島和彦・申奎燮 訳『新版 韓国の歴史 第二版 国定韓国高等学校歴史教科書（世界の教科書シリーズ1）』明石書店、1997年、331～460頁（特に456～457頁）（국사편찬위원회・일중도서연구개발위원회 편『(제6차 고등학교) 국사 하』대한고과서, 1996）；黒田勝弘『韓国人の歴史観』文藝春秋（文春新書）1998年、31～76頁、等を参照しつつ整理すると、この場合において「韓国の正史」とは、「韓国は不当かつ不法に日本により強制占領された（従って他の植民地と性質が異なるゆえ、謝罪・賠償の対象になる）。しかし大韓民国臨時政府等を中心に、挙国的・全民族的な抵抗を続け、連合国に合流し、それが日本を敗戦へと至らしめ、再び韓民族の独立した唯一正統な国家を朝鮮半島に作り上げた」と言う歴史認識、建国過程についての公認史観である。

まり、単に韓国の現政権・体制との関係のみならず、近代における日本の侵略や支配における「被害者」－「加害者」間の関係としての日韓関係を当然視し、日本に「加害者」としての反省・贖罪意識と謝罪の有無を問うものだ。しかしそれは物質的・合理的なものではなく、韓国国民としての精神的な名分・体面を回復する為のものだが、譲歩不可能な最低限の要求であり、これが認められなければ国交成立の延期をも当然視した。従って日本の言動から「加害者」としての反省・贖罪意識が不足・皆無であると判断した場合には、歴史観の共有がなされていないと断定され、極めて否定的に非難される。しかし同時に、過去の歴史に関わる問題よりも、現実問題としての容共主義あるいは中立主義的なイデオロギーに関わる問題をより危険視しており、反共主義を共有できるか否かがより重要な判断基準であった事が窺われる。

第三に、以上の様な過去の歴史認識に基づいて、日本が「加害者」としての反省・贖罪意識に基づく行動を実践しているか否かが、論調評価の判断材料とされた点である。具体的には次の様な主張が展開される。「加害者」としての自覚に基づいて、日本が「被害者」である韓国、韓国人、在日僑胞らに対して、優遇・補償的な措置を採っているか否か、また他国民・他民族と比べて少なくとも対等以上の対応・措置を採っているか否か、更には共存共栄・平等互恵的な関係を作ろうとしているか否かという点である。こうした基準に則って、概ね日本は強者（超大国、米国やソ連等）に対してはこびへつらい、弱者（小国、韓国）に対しては高圧的な態度で接していると判断され、否定的に評価される。

第四に、こうした一連の日本論・対日観や評価は、韓国における道徳的な基準から見ての優劣、当為論的・道徳還元主義的な基準¹⁷に基づいている点である。特に韓国・韓国人が道徳的に最も優れていると考える自由民主主義を、日本がどの程度現実化し、実践しているかが論調を大きく左右する。それゆえに左派勢力と見なされる組織・政党の活動や勢力の伸張は自由民主主義の不徹底だと見なされ、共産主義的、容共主義的、中立主義的なイデオロギーが蔓延・横行していると否定的に捉えられる。また日本が占領を経て民主化を達成したのか、自由民主主義的な社会を建設・維持しうるのかについても疑問視されるのである。何故なら韓国が考える様な自由民主主義国であれば、かかる活動や勢力の伸長は許されるはずもなく、韓国が期待する行動を実行するはずだと当然視しているからだ。従って、とりわけ日本の社会文化に対して、概ね不純であり、低俗であり、わいせつであり、劣っており、韓国が受け入れた場合、極めて有害だとする論調に発展・展開してしまうのである。

17 小倉紀蔵『韓国は一個の哲学である』講談社、1998年；古田博司『朝鮮民族を読み解く』筑摩書房（ちくま学芸文庫）2005年等においても言及されている韓国人の「道徳志向性」的な判断基準でもあり、相手（日本）の全ての言動を道徳に還元して評価し、相手が道徳的に劣ると主張して、自分（韓国）が相手より優位に立とうとする事を意味する。

日韓国交未成立期（1945～65年）の韓国における日本論：『朝鮮日報』社説を中心に

キーワード 日韓国交未成立期（1945～65年）、日本論、日本観、『朝鮮日報』社説、言説分析、韓国

(SHIROZAKI Teppei)

表1：評価動向

| | ○ | △ | × | 不明 | 合計 |
|------|---|-----|-----|----|-----|
| 1945 | 0 | 1 | 0 | 1 | 2 |
| 1946 | 0 | 2 | 2 | 0 | 4 |
| 1947 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| 1948 | 0 | 1 | 2 | 0 | 3 |
| 1949 | 0 | 2 | 2 | 0 | 4 |
| 1950 | 0 | 1 | 3 | 0 | 4 |
| 1951 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 1952 | 0 | 3 | 2 | 0 | 5 |
| 1953 | 0 | 3 | 9 | 0 | 12 |
| 1954 | 0 | 6 | 7 | 0 | 13 |
| 1955 | 2 | 15 | 9 | 0 | 26 |
| 1956 | 0 | 6 | 6 | 0 | 12 |
| 1957 | 1 | 4 | 10 | 0 | 15 |
| 1958 | 2 | 4 | 14 | 0 | 20 |
| 1959 | 0 | 12 | 26 | 0 | 38 |
| 1960 | 1 | 14 | 5 | 0 | 20 |
| 1961 | 0 | 6 | 15 | 0 | 21 |
| 1962 | 0 | 3 | 16 | 0 | 19 |
| 1963 | 1 | 2 | 13 | 0 | 16 |
| 1964 | 1 | 9 | 7 | 0 | 17 |
| 1965 | 0 | 14 | 15 | 0 | 29 |
| 合計 | 8 | 108 | 164 | 1 | 281 |

○：肯定的・好意的論調、△：中立・曖昧、×：否定的・非好意的論調

（以下の表でも同様）

出所：筆者作成。

表2：主題別評価動向

| | ○ | △ | × | 合計 |
|---|---|------|------|------|
| A | 3 | 18 | 44 | 25.4 |
| B | 2 | 3.3 | 1 | 6.3 |
| C | 0 | 9.7 | 13.6 | 23.3 |
| D | 0 | 0 | 0.5 | 0.5 |
| E | 0 | 0 | 1 | 1 |
| F | 1 | 2 | 46.1 | 49.1 |
| G | 2 | 30.5 | 19.3 | 51.8 |
| H | 0 | 2.7 | 17.5 | 20.2 |
| I | 0 | 6.5 | 5.3 | 11.8 |
| J | 0 | 3 | 2.7 | 5.7 |

| | | | | |
|----|---|------|-----|---------|
| K | 0 | 9 | 7.6 | 16.6 |
| L | 0 | 3 | 8.2 | 11.2 |
| M | 0 | 10.5 | 3.3 | 13.8 |
| N | 0 | 7.8 | 30 | 37.8 |
| O | 0 | 0 | 2.5 | 2.5 |
| P | 0 | 0 | 1 | 1 |
| Q | 0 | 2 | 0 | 2 |
| 不明 | ? | ? | ? | 1 |
| 合計 | 8 | 108 | 164 | 280/281 |

出所：筆者作成。

表3：主題動向

| | A | B | C | D | E | F | G | H | I | J | K | L | M | N | O | P | Q | 不明 | 合計 |
|----|------|-----|------|-----|---|------|------|------|------|-----|------|------|------|------|-----|---|---|----|-----|
| 45 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 |
| 46 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 2 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| 47 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 48 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| 49 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| 50 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| 51 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 52 | 1.7 | 0.3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0.5 | 0.5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 |
| 53 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 1 | 2.7 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0.3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 |
| 54 | 3 | 2 | 0.2 | 0 | 0 | 1.8 | 3 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 13 |
| 55 | 5.7 | 1 | 8.5 | 0 | 0 | 4.8 | 2 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 26 |
| 56 | 1 | 0 | 5 | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 12 |
| 57 | 1 | 0 | 2 | 0 | 0 | 4 | 0.2 | 1.1 | 1.3 | 0 | 0 | 1.4 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 15 |
| 58 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 5.5 | 5.5 | 0.7 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4.3 | 0 | 1 | 0 | 0 | 20 |
| 59 | 2 | 0 | 1.2 | 0 | 0 | 3 | 7 | 1.5 | 1 | 0 | 0 | 0 | 2 | 20.3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 38 |
| 60 | 2.6 | 1 | 2.4 | 0 | 0 | 1 | 3 | 1 | 0 | 2 | 1 | 0 | 1 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 20 |
| 61 | 0 | 0 | 0 | 0.5 | 0 | 6.3 | 5.5 | 1 | 0 | 0.2 | 4 | 2 | 0 | 1 | 0.5 | 0 | 0 | 0 | 21 |
| 62 | 1.7 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8.2 | 5.6 | 0 | 0 | 0.5 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 19 |
| 63 | 0.7 | 0 | 1 | 0 | 0 | 2.1 | 3.2 | 4.1 | 0 | 0.2 | 3 | 0.7 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 16 |
| 64 | 2 | 0 | 1 | 0 | 0 | 2.4 | 3.3 | 3 | 0 | 1.3 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 17 |
| 65 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 10.5 | 3.1 | 2.5 | 0 | 3.1 | 0.1 | 6.5 | 0.2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 29 |
| 計 | 25.4 | 6.3 | 23.3 | 0.5 | 1 | 49.1 | 51.8 | 20.2 | 11.8 | 5.7 | 16.6 | 11.2 | 13.8 | 37.8 | 2.5 | 1 | 2 | 1 | 281 |

出所：筆者作成。

付録：『朝鮮日報』日本関連社説一覧表

- 1945.12. 3 친일파와 민족 반역자** ; △、I
1945.12.17 일인 재산의 접수* ; ?、?
1946. 3. 8 일인 재산 처분 ; △、L
1946.11.12 동양 평화와 일본 ; ×、I
1946.11.19 대일 배상 문제 ; △、L
1946.12.25 일 관헌의 폭거에 항의함 ; ×、N
1947. 1. 9 일본색을 업새자 ; ×、O
1948. 5. 6 일본의 간계를 보는가 ; ×、F
1948.12. 9 역사를 더럽히는 법안 ; ×、F
1948.12.22 미국의 일본 재무장** ; △、B
1949. 9.23 일본 재기 기세를 경계함*** ; ×、F
1949.11.13 대일 강화에 대하여** ; △、J
1949.12.17 반성 못하는 일본 ; ×、C
1949.12.22 대일 통상에 대하여 ; △、M
1950. 1.10 일 정부의 진형을 배격함 ; ×、N
1950. 1.19 일본의 행패를 경계함 ; ×、G
1950. 2.21 한일관계의 신국면*** ; △、G
1950. 4.19 미국의 대아 정책과 일본 ; ×、N
1952. 6.24 고난의 역사를 교훈으로 ; △、I
1952. 7.18 한일 회담 재개 기운 - 일본의 심심한 반성을 촉함 - ; ×、J (0.5) -K (0.5)
1952. 9. 4 한일 국교 조정과 일본의 총선거 ; △、A
1952. 9.24 일 무장선은 한국 해역에 올 수 없아 ; ×、H
1952.10. 5 일본 중의원 선거 결과를 보고*** ; △、A (0.7) -B (0.3)
1953. 1.29 한일 국교 조정의 신기운 ; △、G
1953. 3.17 일본 정국의 파동 - 민주적 안정과 탈피의 시련 - ; △、A
1953. 4. 9 성실과 도의를 기대 - 한일 회담 재개 결정을 보고 - ; ×、F
1953. 4.23 일본의 총선거 결과를 보고 ; ×、A
1953. 5.22 일본 吉田 수반의 재등장을 보고 ; △、A
1953. 9.27 오도되는 일본 여론 ; ×、H (0.7) -M (0.3)
1953.10. 8 한일 회담 재개에 일언함 ; ×、H
1953.10.13 『재산권』 운운은 언어 도단 - 일본측의 비리적 요구를 박함 - ; ×、L
1953.10.24 일본은 어데로 갈 것이냐 ; ×、F
1953.10.27 久保田 방언과 일본측의 궤변 ; ×、F
1953.11.16 다시 일본의 반성을 구하면서 ; ×、F
1953.11.22 한일 회담 재개 기운의 이면*** ; ×、H
1954. 2. 4 일본의 재무장에 선행해야 할 것 ; ×、B
1954. 3.1a 3•1 선각자들의 심경으로 ; △、I
1954. 3.1b 우리 축구 선수단의 일본 원정 ; △、Q
1954. 3.13 한일 회담에 선행할 불신의 제거 ; ×、G

1954. 5.11 일본의 재군비와 방위 법안 ; △、B
 1954. 6. 4 독도의 우리 어민에 대한 일본 경비선의 발포 ; ×、H
 1954. 6. 7 일 국회의 란투극 ; △、A
 1954. 7.21 불가해한 일 정부의 태도*** ; ×、F
 1954. 8. 9 한일 회담 재개의 절충*** ; ×、G
 1954. 9.20 일본은 솔직하라*** ; ×、C (0.2) -F (0.8)
 1954.10.10 한일 회담보다는 한미 회담*** ; ×、G
 1954.12.10 일 정변과 주목되는 근후 ; △、A
 1954.12.28 일 측의 한일 회담 재개 제의 ; △、A
 1955. 1.10 한일 국교 조정의 앞길*** ; △、A
 1955. 1.31 소련의 대일 강화 제의의 이면 ; △、C
 1955. 2. 4 한일 관계는 호전될 것인가? ** ; △、A
 1955. 2.15 한일 회담의 재개를 위하여*** ; △、F
 1955. 3. 2 일본의 총선거 결과*** ; △、A (0.7) -C (0.3)
 1955. 3.21 鳩山 재집권과 금후의 일본 정국 ; △、A
 1955. 4. 6 모호해진 일본의 대한 태도 ; ×、C
 1955. 4. 8 노정된 공산국가의 대일 태도 ; △、C
 1955. 5.30 일본·피뢰 간의 어로협정의 이면 ; ×、C
 1955. 6. 3 일·소「런던」회담의 개시 ; △、C
 1955. 6.10 배재학당 70년의 빛나는 역사 ; △、I
 1955. 6.19 鳩山 일 수상의 언명은 당연사 ; ×、C
 1955. 6.30 한일 관계와 미국의 책임 ; △、G
 1955. 7. 8 믿을 수 없는 일본 수상의 태도 ; ×、C
 1955. 7.12 일본은 국제조약도 신의도 버리려는가 ; ×、L
 1955. 8.21 대일 교역 중단의 경제적 영향 ; △、M
 1955. 9. 7 일본의 국외 파병 가능설에 대하여 ; △、B
 1955. 9.23 한일 관계개선을 말하는 일본의 태도 ; ×、C (0.2) -F (0.8)
 1955.10.17 대일 교역 해금의 의의 ; △、M
 1955.10.20 주목되는 일본의 보수파 합동 ; △、A
 1955.10.22 피상한 일본의 대 피뢰 태도 ; ×、C
 1955.11.17 일본 보수 세력의 합동 ; ○、A
 1955.12. 4 일본은 한일 관계를 바로 보라 ; ×、F
 1955.12.11 한일 관계의 호전은 일본태도 여하로 ; ×、F
 1955.12.18 한일 간의 조정자로서 미국이 져야할 책임 ; △、G
 1955.12.24 이 대통령의 일본에 보낸 편지를 읽고 ; ○、F
 1956. 1.28 일본은 조선은행 지점 재산에 손댈 수 없다 ; △、L
 1956. 2. 9 한일 관계 조정에 일은 열의 보이라 ; △、I
 1956. 3. 2 일본, 피뢰 간의 협정과 그 책임 ; ×、C
 1956. 3.31 한일 간의 새로운 접근 ; ×、F
 1956. 6. 5 한일 회담과 「씨볼트」 씨 ; ×、F

1956. 7.13 일본의 참의원 선거 결과를 보고 ; ×、A
1956. 8.13 종말에 접근한 일소 강화회담 ; △、C
1956. 9.24 한, 일 관계의 조정과 시급한 주일대표부의 강화 ; △、Q
1956.10. 7 한일 회담의 재개는 일본측 태도 여하로 ; △、F
1956.10.12 鳩山 일 수상의 방소에 대한 관심 ; △、C
1956.12.20 일본의 「유엔」 가입과 그 국제적 지위 ; ×、C
1956.12.22 한일 관계와 일본의 태도 ; ×、C
1957. 1.16 인도상 문제로 볼 한일 양측 억류자 ; ×、N
1957. 2.12 일본측의 일방적인 비방을 경계함 ; ×、N
1957. 2.27 일본 岸내각의 성립 ; ○、A
1957. 4.12 평화선 문제에 관한 일본 수상의 발언 ; ×、H
1957. 6.5a 한일관계는 무엇이 「호전」 되었는가 ; ×、I
1957. 6.5b 있을 수 없는 韓日臺越 4국 동맹설 ; △、C
1957. 6.16 「승리」도 「양보」도 있을것 없는 한·일 예비교섭 ;
×、G (0.2) -H (0.1) -I (0.3) -L (0.4)
1957. 6.20 한일 교섭과 일본측의 편견 ; ×、F
1957. 7.25 지지한 한일 예비 회담 ; △、N
1957. 8. 5 樺太 억류 동포의 일본 송환의 보를 듣고 ; △、N
1957. 8.26 일본은 과연 무엇을 양보하고 있는가 ; ×、F
1957. 9.11 일본 외상의 태도에 대하여 ; ×、F
1957. 9.20 일본은 한일 회담에 더 성의를 보이라 ; ×、F
1957.10. 6 「네루」인 수상의 일본방문 ; △、C
1957.11.16 한일 회담과 미국의 각서 ; ×、L
1958. 1.10 한일 회담을 앞둔 일본의 태도 ; ×、G
1958. 2. 1 억류 중인 일본 어부의 제 1차 송환 ; △、H (0.7) -N (0.3)
1958. 2. 5 일본측의 애매한 태도를 경계하라 ; ×、N
1958. 2.19 회담을 천연하려는 일본태도 ; ×、N
1958. 2.28 한일 회담의 대표자 임명을 보고 ; ○、G
1958. 3. 1 일본 정부의 괴이한 태도 ; ×、F
1958. 3.23 일본의 이중 외교에 대하여 ; ×、F
1958. 3.30 한일 회담 재개설에 낙관을 경계 ; ×、F
1958. 4.11 한일 회담 재개에는 더 시간을 두라 ; ×、F
1958. 5.10 한일 회담 대표를 조속 강화하라 ; △、G
1958. 5.21 의문에 싸인 한·일 회담의 전도 ; ×、F
1958. 5.25 일본의 총선거 결과를 보고 ; ×、A
1958. 6. 8 일본의 한국 문화재 반환에 관하여 ; ×、P
1958. 6.29 한일 회담의 전도에 관하여 ; △、G
1958. 7.11 한일 회담과 국회 외무 위원회 보고서 ; △、G
1958. 8. 1 일본의 태도와 우리 외무부 ; ×、F (0.5) -G (0.5)
1958. 8.27 일본의 근본 태도를 재검토하라 ; ×、N

- 1958.10. 5 한일 회담 재개와 대표단의 개편 ; ×、N
 1958.10.17 저 일본은 무엇이라고 말하고 있는가 ; ○、B
 1958.11.25 군국주의 일본식 단속 범규의 재생 ; ×、I
 1959. 1.21 한일 회담엔 근본문제 선결이 긴급 ; ×、G
 1959. 2. 2 부당한 일본의 교포 축출 계획 ; ×、N
 1959. 2. 9 일본의 교포 북한 강송에 관한 대책 ; ×、N
 1959. 2.11 일본은 한교 북한 송환을 단념하라 ; ×、N
 1959. 2.13 일본 정부의 한교 북한 송환 결정의 보를 듣고 ; ×、N
 1959. 2.22 우리 교포를 보호해야 할 일본의 특별한 의무*** ; ×、N
 1959. 2.23 경계해야 할 일본의 대공 접근책 ; ×、C
 1959. 3. 4 과거의 친일행위를 이제 밝혀야할 필요가 있을가 ; △、I
 1959. 3.23 淺沼 일 사회당수 망언과 한일관계 ; △、A
 1959. 3.27 일 竹内 외무 차관의 발언과 그 대책 ; ×、N
 1959. 4. 6 한일 회담은 재개될 것인가 ; ×、N
 1959. 5.13 현하의 한일 관계와 외교 당국이 할 일 ; ×、G
 1959. 5.31 한일 관계의 악화를 방지하는 방법 ; ×、N
 1959. 6.12 일본과 괴뢰 간의 교포 복송 합의와 우리의 대처책 ; ×、N
 1959. 6.18 밀항자도 복송하라는 일본의 제행을 척함 ; ×、C (0.2) -N (0.8)
 1959. 7. 9 제일 교포 추방 문제와 한·일 두나라의 입장 ; ×、N
 1959. 7.30 일의 교포 강송 태도와 사태 재검토의 필요 ; ×、N
 1959. 7.31 한일 회담 재개 제의에 따른 대표진 및 주일 대표부 문제 ; △、G
 1959. 8. 3 한일 양국은 억류자 송환을 빨리 실행하라 ; △、N
 1959. 8. 7 일 괴뢰 간의 복송 협정 조인과 우리의 대처책 ; ×、N
 1959. 8. 9 한일 회담 대표단 구성에 관하여 ; ×、G
 1959. 8.10 한일 회담 대표 선정은 날짜를 연기하고라도 신중히 하라 ; △、G
 1959. 8.11 한일 회담 대표진을 보내면서 ; △、G
 1959. 8.18 한일 회담의 전망에 일언함 ; △、H (0.5) -N (0.5)
 1959. 8.23 한일 회담의 국내진영을 조직하라 ; △、G
 1959. 8.29 한일 회담의 추진과 밝혀야할 실패의 책임자 ; ×、F
 1959. 9.17 일본 비료의 구매 결정과 긴급한 무역정책의 확립 ; △、M
 1959. 9.23 일의 한교 복송자 등록과 안내서 문제를 논함 ; ×、N
 1959.10.20 일본 사회당 분열에 대한 우리의 관심 ; △、A
 1959.10.26 복송 안내서의 수정과 한일회담의 전도 ; ×、N
 1959.11.12 이 대통령의 발언은 한일간 난제해결의 일석 ; ×、H
 1959.11.26 한일 통상의 부분적 재개와 금후의 기대 ; △、M
 1959.11.30 한일 간의 관계는 대국을 우선해야 한다 ; △、N
 1959.12.12 일의 제일 한교 복송 강행과 생각해야 할 몇 가지 일 ; ×、N
 1959.12.14 일본정부는 구속 중인 교포 11 명을 즉시 석방하라 ; ×、N
 1959.12.18 한·일 양국의 억류자는 년내에 상호 석방되어야 한다 ; ×、N
 1959.12.28 국제관례를 무시한 일본정부의 무례 ; ×、F

- 1959.12.29 일본은 한교 복송을 중지하고 자신을 반성하라 ; ×、F
1960. 1.30 한일 회담의 재개와 재검토되어야 할 교섭방침 ; ×、J
1960. 2.20 주일 대표부와 한일 회담 대표진을 쇄신하라 ; △、N
1960. 3.18 한일 관계에 대한 미 측 각서를 보고 ; △、H
1960. 3.22 한일 회담의 전도 낙관설에 대한 우리 소감 ; △、G
1960. 4. 4 대일 통상 재개에 제해 중단의 책임을 묻는다 ; △、M
1960. 4.10 일본 밀항을 방지할 대책은 없다 ; △、N
1960. 4.18 한일 회담을 천연시키는 이유를 알수 없다 ; △、G
1960. 5. 8 일본정부와 국민이 한교 복송을 재고할 때는 왔다 ; ×、N
1960. 5.21 일 중의원의 미일 안보조약 비준 ; ○、B
1960. 6.22 일본 岸 내각의 사직 표명설을 듣고 ; △、A
1960. 7. 8 일본은 한국관을 새로이 하라 ; ×、F
1960. 7.13 일본의 정국과 한교 복송 연장문제 ; ×、N
1960. 7.18 일본 자본 도입에 대한 시비 ; △、K
1960. 7.20 일본의 池田 내각 성립과 한일관계 ; △、A
1960. 9. 5 小坂 일본 외상 내방의 의의를 살리는 길 ; △、L
1960. 9. 8 일본 외상 내방 중에 있는 몇 가지 불쾌한 일 ; ×、C
1960.10.22 한일 예비 회담의 개최와 우리의 대비 태세 ; △、G
1960.11.19 장경근의 일본 도피와 한심한 우리의 경비상태 ; △、N
1960.11.21 일본의 총선거 결과와 한일관계 ; △、C
1960.12.10 일 제 2 차 池田 내각의 성립과 한일관계 ; △、A (0.6) -C (0.4)
1961. 1. 4 한일 회담 속개에 앞서야 할 제대책 ; △、G
1961. 1.13 경솔했던 일본 경제인 시찰단 초청 ; △、K
1961. 1.25 제 5 차 한·일 예비회담의 재개와 촉구되는 우리의 대책확립 ; ×、K
1961. 1.30 격증된 일본 의박 학위에 관한 의문 ; ×、D (0.5) -O (0.5)
1961. 2. 7 한일 국교의 정상화 노력을 중단할 수 없는 이유 ; ×、F (0.8) -J (0.2)
1961. 3.14 중석 대일 수출 계약 사건의 진상을 속히 밝히라 ; △、K
1961. 4.16 한일 회담의 조속한 타개를 위하여 ; △、G
1961. 5. 7 한일 국교 회담의 정체와 일본의 대한 차관설 ; ×、G
1961. 6.19 케네디·池田 회담과 한일 국교 정상화 문제 ; ×、F
1961. 6.26 한일 회담 재개에 앞서 고려해야 할 조치 ; △、G
1961. 8. 1 한일 회담의 회고와 금후 국교정상화에 대한 소견 ; ×、F (0.5) -G (0.5)
1961. 9. 6 일본은 반성하라 ; ×、F
1961.10. 6 한일 간의 진정한 평화를 위하여 ; ×、F
1961.10.13 무르익어가는 한일 회담 재개 기운 ; ×、F
1961.11. 3 정치적 해결단계에 들어선 한일회담의 전도를 경계 ; ×、L
1961.11. 5 한일 정상 회담의 실현에 대하여 ; △、G
1961.11.13 박·池田 회담의 성과 ; ×、F
1961.11.18 대한 경원에 관한 일본의 움직임과 우리의 견해 ; ×、K
1961.11.20 7 만 4 천여명 재일 한교를 복송한 일본의 죄과 ; ×、N

- 1961.11.27 일본의 맹성을 촉구함 ; ×, L
 1961.12.27 독도 문제를 들인 제제기한 일본측의 진의 ; ×, H
 1962. 1.17 한일 회담의 성공을 안이하게 볼 수 없다 ; ×, G
 1962. 2.20 한일 양국 간의 민간 경제 제휴의 문제점 ; △, K
 1962. 2.23 한일 정치회담이 다루어야 할 근본문제 ; ×, F (0.9) -G (0.1)
 1962. 3. 6 외상 회담으로 결정적 단계에 들어선 한일 관계 ; ×, G
 1962. 3.12 일본은 대오일성 외상 회담을 성공으로 이끌라 ; ×, G (0.5) -J (0.5)
 1962. 3.13 일본 외상의 「남한 국한」론은 언어도단이다 ; ×, F
 1962. 3.18 한일 외상 회담이 거둔 성과는 무엇인가 ; ×, L
 1962. 4.10 장기 교섭의 태세를 취해야 할 한일 회담 ; ×, F
 1962. 4.19 일 小坂 외상의 대한 비난 연설과 우리의 관심 ; ×, F
 1962. 5.28 일본의 대한 혐오 조치가 의미하는 것 ; ×, F
 1962. 6.25 한·일 회담에 관한 일본측의 황설건설 ; ×, F
 1962. 7. 4 일 참의원 선거 결과와 한일회담 ; △, A
 1962. 7.18 일본 池田 제3차 내각의 성립을 보고 ; ×, A (0.7) -F (0.3)
 1962. 7.30 한일 회담의 재개 기운과 이에 임할 기본 방침 ; ×, F
 1962. 8. 9 일본의 소위 「大平 구상」은 이해할 수 없다 ; ×, G
 1962. 9.11 청구권 처리방식에 양보한 한국측 성의를 인식하라 ; ×, F
 1962.12. 1 한일 회담의 외교적 주도권 장악이 필요하다 ; ×, L
 1962.12. 5 일본 자민당 大野 부총재 일행의 방한에 불인다 ; △, G
 1962.12.11 일본 大野 사절단의 착한 성명을 본 우리의 소감 ; ×, G
 1963. 1.13 제2 단계에 들어선 한일회담과 어업 및 국방선 문제 ; ×, H (0.3) -L (0.7)
 1963. 2. 9 공해 자유의 원칙과 한일 간의 어업 문제 ; ×, H
 1963. 4.27 외교 태세를 재정비한 후 한일회담에 임하라 ; △, G
 1963. 6. 6 한일 간의 문제 해결은 대로를 따라야 한다 ; ×, K
 1963. 6.22 한일 회담에서 저자세는 있을 수 없다 ; ×, G
 1963. 7. 3 식량원조는 일본에까지 요청할 것이 아니다 ; ×, K
 1963. 7. 6 한일 국교 정상화에 있어서는 그 선후를 분별하라 ; ×, K
 1963. 7.18 한·미·일 삼국 간의 다변 관계와 미국에 요망되는 것 ; ×, F
 1963. 7.25 짐 외무장관의 방일과 일본이 고려해야 할 점 ; ×, F
 1963. 8.11 초당파 외교로 임해야 할 한일 회담의 막바지 ; ○, G
 1963. 8.17 한일 회담에 관한 조야 회담의 성과를 기대하면서 ; ×, H
 1963. 8.30 유명 무실한 평화선이 되게 해서는 안 된다 ; ×, H
 1963.10.16 일 상사 통한 가·호의 맥류 수입은 부당하다 ; △, M
 1963.10.29 일본의 하원 해산과 총선거의 의의 ; ×, A (0.7) -F (0.1) -J (0.2)
 1963.11.27 일본의 총선거 결과와 한·일 문제 ; ×, C
 1963.12.24 한·일 서울 회담결과 여망에 부합될 조건 ; ×, G (0.2) -H (0.8)
 1964. 1. 8 한·일 회담의 경우와 초당 외교의 본질 ; △, G
 1964. 2.26 한일 문제의 타협을 위해선 일본이 성의를 보여야 한다 ; ×, H
 1964. 3.21 2천여 동포들의 유골이 일본 창고에서 떨고 있다 ; ×, F

1964. 3.22 「반공」론으로 한일 회담 반대 운동을 견제치 말라 ; △、G
1964. 3.31 일본 자본 도입에 관한 국민의 의혹을 풀라 ; △、K
1964. 7.11 池田 씨의 일 자민당 총재 3선과 한·일 문제 ; △、C
1964. 9.17 한·일 간의 우의를 위하여 일본 지도층에 말한다 ; ×、F
1964. 9.20 미묘해진 한·일 관계와 새로운 각성 ; △、G
1964. 9.22 재류 일인 상사들의 납세에 관한 우리의 견해 ; △、K
1964. 9.27 재류 일인 상사에 대한 상행위의 문제점 ; △、K
1964. 9.29 2천만불의 일본 차관은 그 성격을 분명히 하라 ; ×、K
1964.10. 4 이·「번디」공동 성명서를 보고 한일 및 군원 문제를 재론한다 ; △、J
1964.10. 7 평화선 내의 이상을 주시한다 ; ×、H
1964.10.13 일본의 함정 동해 출동설과 평화선 수호의 태세 ; ×、H
1964.10.27 일본 池田 수상의 사임에 대한 우리의 관심 ; △、A
1964.11.10 佐藤 일본 신수상의 선출과 우리의 기대 ; ○、A
1964.12. 4 또 한번 재개된 한일 관계에 무엇을 기대할까 ; ×、F (0.4) -G (0.3) -J (0.3)
1965. 1.20 제 7차 한일 회담의 재개와 수교의 기초 ; ×、I
1965. 2.17 한일 수교에의 기본성격을 똑똑히 파악하라 - 일 椎名 외상의 내한에 즈음하여 - ; △、G
1965. 2.20 한일 간 「기본조약」의 「가 조인」설에 붙임 ; △、G (0.5) -I (0.5)
1965. 2.23 한일 기본조약의 분석과 어려운 차후의 교섭 ; △、G
1965. 3. 5 고난의 장야 햇불들어 반세기 새역사대행진의 길잡이로 ; ×、I
1965. 3.13 한일 무역회담의 개최에 즈음하여 ; △、M
1965. 3.20 일본 朝日 신문의 오보에 대하여 ; ×、E
1965. 3.30 한일 무역회담의 성과와 수출증진의 한계점 ; △、H (0.5) -M (0.5)
1965. 4. 4 한일 양국 간의 국교 정상화에 붙이는 우리의 우려 ;
×、H (0.6) -K (0.1) -L (0.1) -N (0.2)
1965. 4. 9 일 어선의 평화선 침범을 왜 보고만 있나 ; ×、H
1965. 4.16 한일 문제와 우리의 주장 -오늘의 사태를 냉정히 분석하면서 - ; ×、G
1965. 5. 6 청구권 자금 도입 방안에 대한 조선업계의 반대는 당연하다 ; △、M
1965. 6.22 학교문을 닫고서 조인하는 한일 간의 불행 ; △、G
1965. 6.23 잊지 못할 반세기의 한 -한일 간 정식 조인에 착잡한 심정 - ; ×、G
1965. 6.24 국회 의원들은 양심과 양식으로 한일 수교조약 심의에 임하라 ; △、G
1965. 7. 7 일 제품의 배격 운동과 우리의 주체의식 ; △、K
1965. 7.20 한일 문제의 중대성과 헌정의 기능 ; △、G
1965. 7.29 일본 상품 배척 운동의 현실과 방향 ; △、M
1965. 7.31 밀수의 근거지가 된 일본 대마도 ; ×、M
1965. 8.14 한일 양국 간의 현격한 해석 차이를 어쩔 작정인가 ; ×、C
1965. 8.21 일본의 중고선 도입설을 규명해야 한다 ; △、K
1965.10. 8 해대 수출의 예에서 본 한일 경제의 금후 ; ×、K
1965.10.31 한일 양국의 해석 차이 ; ×、G
1965.11.13 일 국회의 파란을 보고 ; △、G
1965.12.18 제 2차 한일 무역 회담에 기대한다 ; ×、M

- 1965.12.19 국교를 개시한 한일영국의 금후 -착잡한 감회속의서 비준서 교환식을 마치고- ; △、G
1965.12.21 무실한 한일 무역 회담 ; ×、M
1965.12.22 한일 문화 교류의 자세 ; ×、O
1965.12.28 일 어선의 독무대화한 공동 규제 수역 ; ×、H

注

—* : 資料保存状態により判読不能

—** : 資料保存状態により判読不能部分多数

—*** : 資料保存状態により一部判読不能

凡例

○ ; 肯定的・好意的、△ ; 中立・曖昧、× ; 否定的・非好意的

A ; 日本政治、B ; 日本の防衛問題、C ; 日本の対外関係、D ; 日本の社会文化、E ; 日本のマスコミ・世論、F ; 日本の対韓態度・認識・政策、G ; 日韓国交・会談、H ; 李承晩ライン（以下、李ライン）・漁業問題、I ; 過去の歴史、J ; 極東の安全保障問題、K ; 日韓経済協力、L ; 財産請求権問題、M ; 日韓の通商・貿易、N ; 在日韓国朝鮮人問題、O ; 日本文化、P ; 文化財返還問題、Q ; その他
? ; 資料保存状態により判読不能社説に関しては分類および評価が出来ない為に「内容不明(?)」として処理

出所 : 筆者作成。